

震災が発生した時は

自宅の倒壊や火災等が発生するなど、危険な状況にいる人は避難が必要です。
しかし、「震災が起きたら必ず避難しなければならない」ということではありません。
自宅やまわりの様子を確認して、避難が必要かどうか判断しましょう。

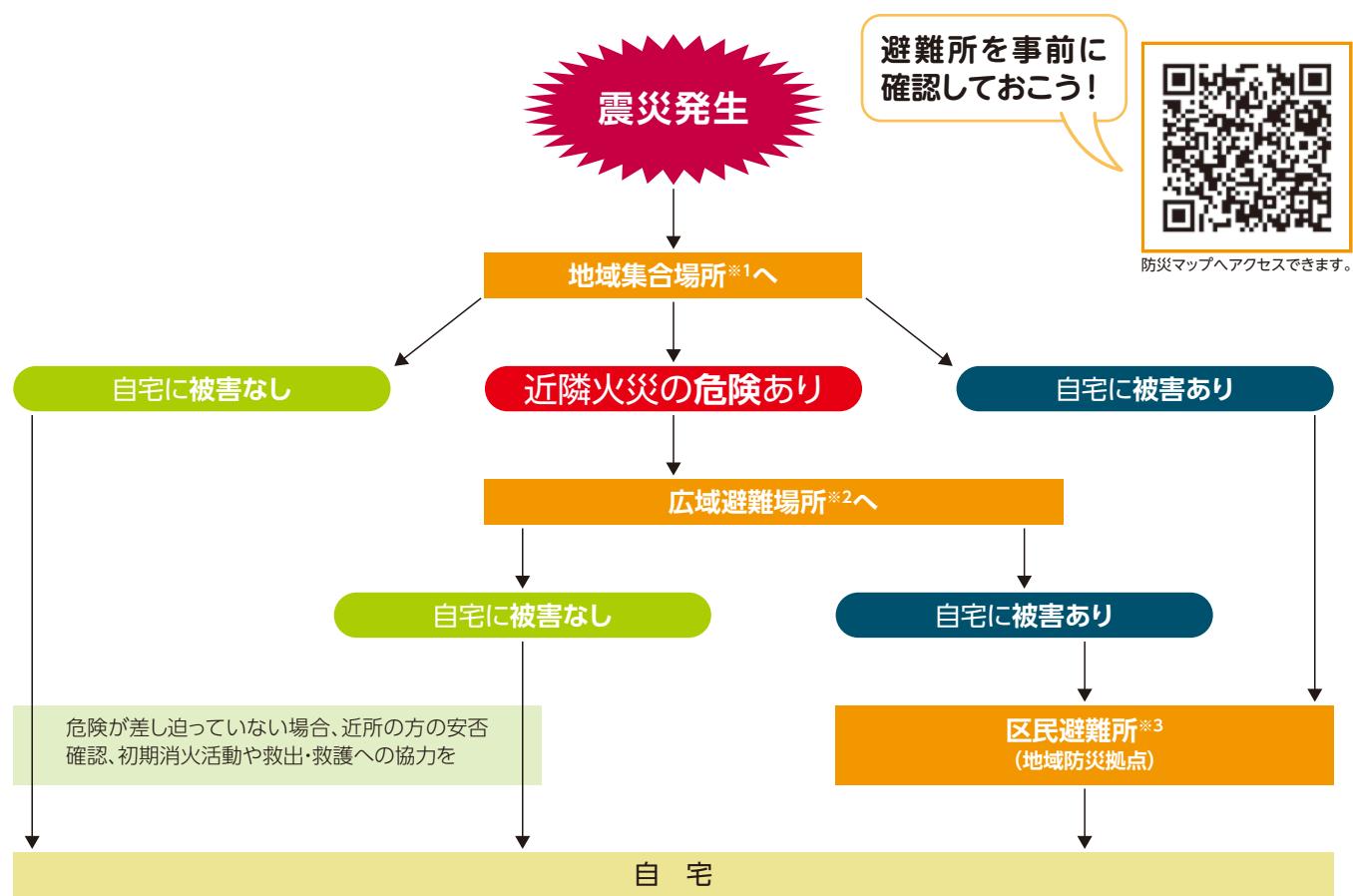
避難しない・避難するをどう判断する？

避難しないケース(在宅避難)

- 自宅の破損が少ないとき
- 余震等が起きても倒壊の恐れがないなど安全だと判断できるとき
- 近隣の火災や浸水・土砂崩れなどの危険性がないとき
- 生活に大きな問題がないとき

避難するケース

- 自宅の破損が大きいとき
- 余震等で自宅が大きく破損する恐れがあるとき
- 近隣の火災や浸水・土砂崩れなどの危険があるとき
- 「高齢者等避難」「避難指示」が発令されたとき



※1 地域集合場所 隣近所の安否確認や応急手当を行ったり、広域避難場所へ避難するために一時的に集まる場所で、町会・自治会等の単位で定められています。

※2 広域避難場所 震災時、火災の延焼による危険から避難する場所。震災時、火災の延焼の危険性が低く、広域避難場所に避難する必要がない地区は、地区内残留地区に指定されています。

※3 区民避難所 災害による家屋の倒壊・焼失等で被害を受けた人の一時的な生活場所。